

公益財団法人 8020 推進財団

令和 6 年度 歯科保健活動助成事業報告書 [抄録]

1. 事業名：歯科診療所における介護予防・日常生活支援総合事業の活性化事業
2. 申請者名：広島市歯科医療福祉対策協議会 (広島市歯科医師会・安佐歯科医師会・佐伯歯科医師会・安芸歯科医師会で構成)
3. 実施組織：広島市歯科医療福祉対策協議会
4. 事業の概要： 広島市では、市域の歯科医師会会員の診療所で、介護予防・日常生活支援総合事業として短期集中型口腔ケアサービスを行う「受け皿」ができています。しかしながら、地域において口腔機能低下者を見つけこのサービスにつなぐ仕組みがないため、必要な人が必要なサービスを十分に受けることができていない。このため、その仕組みを地域の歯科診療所と地域包括支援センター、広島市が協力してモデル的に構築するとともに、市民や歯科診療所にその成果を還元することにより、短期集中型口腔ケアサービスの利用者の増加を図り、市民の健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。
5. 事業の内容： 1 事業運営委員会の設置 歯科医師会、地域包括支援センター、広島市等からなる事業運営委員会を設置し、口腔機能低下者を見つけてサービスにつなぐ仕組みについて検討し、これをモデル実施した成果をリーフレット等にとりまとめるなど、事業を運営する。 2 モデル実施 協力歯科診療所を選定（20 歯科医院）し、後期高齢者歯科健診の結果等から歯科医師が口腔機能低下者を見つけ、サービスの推奨を行い、地域包括支援センターに紹介してサービス利用につなぐ仕組みをモデル的に実施する。 事業利用者に対し、サービス前後のアンケート調査、各口腔機能に関する検査を行い、事業の成果をとりとめる。 3 市民及び歯科診療所への周知 事業の成果をもとにリーフレット等を作成し、地域包括支援センター及び歯科診療所に配布するとともに、ホームページ等により市民に周知することにより、サービスの普及とサービス利用者の増加を図る。
6. 実施後の評価（今後の課題）： 令和 5 年度の広島市の調査では、高齢者の口腔機能低下者の割合は 24.8%であった。 しかしながら、本サービスの利用実数は現状 100 人にも満たない。今回のモデル事業により、サービスの効果が確認されるとともに、課題が抽出された。これをリーフレットに落としこみ、歯科診療所や地域包括支援センターに配布して活用することによって、本サービスの利用者の増加が期待できる。